



しづさと介護支援センター

1. 当事業所は大垣市指定の居宅介護支援事業所です

指定事業所番号：2172100642

2. 介護支援専門員（ケアマネジャー）

管理者（1名）、主任介護支援専門員（常勤専従4名、常勤兼務1名）

3. 運営規定および重要事項（抜粋）

①介護支援専門員は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況、置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努める。

サービスの提供にあたっては、利用者の意志および人格を尊重し、公正中立に行う。運営にあたっては、市町村、他の事業所・施設等との連携に努める。

②事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

○月曜日から金曜日（時間：午前9時～午後5時）と土曜日（午前9時～午後0時30分）

○国民の祝日、盆3日間、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。

○電話等による24時間常時連絡が可能な体制とする。

③居宅介護支援の内容及び提供方法は次のとおりとする。

1. 居宅サービス計画の作成、2. 居宅サービス事業者との連絡調整

3. 他の指定居宅介護支援事業者との連絡調整

4. 指定介護保険施設との連絡調整 など

⑤利用料等について

1. 指定居宅介護支援を実施した場合の利用料に関する自己負担は発生しない。

2. 通常の事業実施地域を超える場合の交通費は実費を徴収する。

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

⑥通常の事業の実施地域は、大垣市・垂井町・養老町・輪之内町・安八町・瑞穂市・神戸町・池田町とする。

⑦その他運営に関する重要事項

1. 介護支援専門員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができるうる業務態勢を整備する。

2. サービス提供にあたっての伝達等を目的とした会議を定期的に行い、記録を5年間保存する。

3. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を予め文書により得ておくこととする。

5. 苦情相談窓口を置き、事業者に対する苦情・要望が発生した場合に対応する。

6. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、西濃医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。